

生食発0513第1号  
令和3年5月13日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第191号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

### 記

#### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬クロルピリホス、農薬ジエトフェンカルブ、農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン、農薬ピメトロジン並びに農薬ミクロブタニルについて、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

#### 第2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
クロルピリホス	<p>米（玄米をいう。）、大麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、ねぎ（リーキを含む。）、アスパラガス、にんじん、セロリ、トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、たけのこ、オクラ、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、おうとう（チェリーを含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、カカオ豆、ホップ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の食用部分、乳、鶏の筋肉及びその他の家きんの筋肉</p>
ジエトフェンカルブ	<p>大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、キャベツ、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、みつば、トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろり、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、うめ、かき、キウイ、キウイ（果皮を含む。）及びその他の果実</p>
デルタメトリン及びトラロメトリン	<p>すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、未成熟えんどう、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう、キウイ及びキウイ（果皮を含む。）</p>

農薬等	食品
ピメトロジン	米（玄米をいう。）、大豆、小豆類、えんどう、ばれいしょ、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、日本なし、西洋なし、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びうめ
ミクロブタニル	小麦、大麦、はくさい、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パースニップ、みつば、その他のせり科野菜、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、ぶどう、かき、キウイー、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 今回残留基準値を設定するクロルピリホスとは、クロルピリホスのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 「その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定すること。
- (4) 「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根

又は根茎に限る。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認すること。

(5) 「小麦粉（全粒粉を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「小麦粉（全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認すること。

(6) 「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「とうもろこし油」として残留基準値を設定すること。

(7) 「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値への適・不適を確認すること。

(8) 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、

「綿実」の残留基準値への適・不適を確認すること。

- (9) 今回残留基準値を設定するジエトフェンカルブとは、ジエトフェンカルブのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン（トラロメトリンから変換されたデルタメトリンを含む）、トラロメトリンをデルタメトリンに換算したもの、代謝物CR【(R)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3R)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したもの及び代謝物CT【(S)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S, 3S)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 「とうもろこし」に設定されているデルタメトリン及びトラロメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「とうもろこし（未成熟を除く。）」及び「とうもろこし（未成熟に限る。）」として残留基準値を設定すること。
- (12) 今回残留基準値を設定するピメトロジンとは、ピメトロジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (13) 今回残留基準値を設定するミクロブタニルとは、ミクロブタニルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

## 2 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬クロルピリホス、農薬ジエトフェンカルブ及び農薬ミクロブタニルに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙

## 農薬クロルピリホス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	0.1
小麦	0.5	0.5
大麦	●	0.2
ライ麦		0.01
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば		0.01
その他の穀類	● 0.5	0.75
大豆	● 0.1	0.3
小豆類	○ 0.3	0.1
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.2
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）		0.01
かんしょ	0.1	0.1
やまいも（長いもをいう。）		0.01
こんにやくいも		0.01
その他のいも類		0.01
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	● 0.05	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.2	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.05	2
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	0.3
西洋わさび		0.01
クレソン		0.01
はくさい	●	1.0
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	1.0
ケール	●	1.0
こまつな	●	1
きょうな	●	1
チンゲンサイ	●	1
カリフラワー	0.05	0.05
ブロッコリー	○ 2	1

農薬クロルピリホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のあぶらな科野菜	●	1
ごぼう		0.01
サルシフィー		0.01
アーティチョーク	●	1
チコリ		0.01
エンダイブ		0.01
しゅんぎく		0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	●	0.1
その他のきく科野菜		0.01
たまねぎ	○ 0.2	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.2
にんにく		0.01
にら		0.01
アスパラガス	●	5
わけぎ		0.01
その他のゆり科野菜		0.01
にんじん	● 0.1	0.5
パースニップ		0.01
パセリ		0.01
セロリ	●	0.05
みつば		0.01
その他のせり科野菜	○ 1	0.01
トマト	●	0.5
ピーマン	○ 2	0.5
なす	●	0.2
その他のなす科野菜	○ 2	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり		0.01
すいか		0.01
メロン類果実		0.01
まくわうり		0.01
その他のうり科野菜		0.01
ほうれんそう		0.01
たけのこ	●	0.5
オクラ	●	0.5
しょうが	○ 1	0.01
未成熟えんどう		0.01

農薬クロルピリホス（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
未成熟いんげん	●	0.2
えだまめ	●	0.3
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ		0.01
その他のきのこ類		0.01
その他の野菜	○ 1	0.5
みかん	<del>                    </del>	1
みかん（外果皮を含む。）	1	<del>                    </del>
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	● 0.5	1.0
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	○ 1	0.5
びわ	<del>                    </del>	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1	<del>                    </del>
もも	<del>                    </del>	1.0
もも（果皮及び種子を含む。）	1	<del>                    </del>
ネクタリン	○ 1	1.0
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	● 0.5	1.0
うめ		0.01
おうとう（チェリーを含む。）	●	1
いちご	○ 0.3	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	1	1
クランベリー	○ 1	1.0
ハuckleベリー		0.01
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	● 0.5	1.0
かき		0.01
バナナ	● 2	3
キウイ	●	2.0



農薬クロルピリホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パパイヤ		0.01
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.3
その他の果実	1	1
ひまわりの種子	●	0.25
ごまの種子	● 0.05	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	○ 0.3	0.05
なたね	●	0.1
その他のオイルシード	○ 5	0.1
ぎんなん		0.01
くり	●	0.2
ペカン	● 0.05	0.2
アーモンド	● 0.05	0.2
くるみ	● 0.05	0.2
その他のナッツ類	●	0.2
茶	10	10
コーヒー豆	0.05	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.1
その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）		1
その他のスパイス	5	
その他のハーブ	1	1
牛の筋肉	● 0.05	0.5
豚の筋肉	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.05	0.3
牛の脂肪	● 0.05	1
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	1
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01

農薬クロルピリホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	● 0.01	0.4
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	● 0.01	0.02
鶏の筋肉	● 0.01	0.08
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.08
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類	○ 0.3	
ミネラルウォーター類	0.03	0.03
小麦粉（全粒粉を除く。）		0.1
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.2
とうもろこし油	0.2	
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.05
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.05
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.05
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）		1
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）		5
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）		1

農薬ジエトフェンカルブ（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.05	0.05
大豆	● 0.05	0.1
小豆類	● 0.04	0.1
えんどう	● 0.05	0.1
そら豆	● 0.05	0.1
その他の豆類	● 0.05	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
クレソン	5	5
はくさい	○ 0.6	
キャベツ	● 0.1	5
きょうな	5	5
その他のあぶらな科野菜	5	5
エンダイブ	5	5
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 15	5
その他のきく科野菜	● 2	5
たまねぎ	● 0.05	5
にんにく	●	5
にら	○ 30	
みつば	● 0.2	5
トマト	● 2	5
ピーマン	5	5
なす	● 2	5
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.6	5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.2	5
しろうり	●	5
すいか	● 0.05	5
メロン類果実	●	5
その他のうり科野菜	● 0.3	5
オクラ	●	5
未成熟えんどう	● 3	5
未成熟いんげん	● 4	5
えだまめ	○ 6	5
その他の野菜	○ 6	5
みかん		5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	● 2	5
レモン	● 2	5

農薬ジエトフェンカルブ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 2	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	● 2	5
その他のかんきつ類果実	● 2	5
りんご	5	5
日本なし	5	5
西洋なし	5	5
うめ	● 0.5	5
いちご	5	5
ぶどう	5	5
かき	● 2	5
バナナ	0.1	0.1
キウイー	/	5
キウイー（果皮を含む。）	5	/
その他の果実	●	5
茶	5	5
その他のスパイス	10	10

農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	2	2
大麦	2	2
ライ麦	2	2
とうもろこし	/	0.02
とうもろこし（未成熟を除く。）	2	/
とうもろこし（未成熟に限る。）	0.02	/
そば	2	2
その他の穀類	2	2
大豆	1	1
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.02	0.02

農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2	2
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	2	2
西洋わさび	0.2	0.2
クレソン	2	2
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	0.1	0.1
芽キャベツ	0.1	0.1
ケール	2	2
こまつな	2	2
きょうな	2	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.1	0.1
ブロッコリー	0.2	0.2
その他のあぶらな科野菜	2	2
ごぼう	0.2	0.2
サルシフィー	0.2	0.2
アーティチョーク	0.5	0.5
チコリ	2	2
エンダイブ	2	2
しゅんぎく	2	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.5	0.5
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
アスパラガス	0.05	0.05
にんじん	0.2	0.2
パースニップ	0.2	0.2
その他のせり科野菜	0.2	0.2
トマト	0.3	0.3
ピーマン	0.3	0.3
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.2	0.2
すいか		0.02

農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
すいか（果皮を含む。）	0.2	<del>0.03</del>
メロン類果実	<del>0.2</del>	0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	<del>0.03</del>
その他のうり科野菜	2	2
オクラ	0.3	0.3
しょうが	○ 0.5	0.02
未成熟えんどう	● 0.3	0.5
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
マッシュルーム	0.05	0.05
その他の野菜	2	2
みかん	<del>0.5</del>	0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.5	<del>0.02</del>
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.5	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
りんご	0.3	0.3
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	0.2	0.2
びわ	<del>0.3</del>	0.02
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3	<del>0.02</del>
もも	<del>0.5</del>	0.02
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5	<del>0.02</del>
ネクタリン	0.3	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.07	0.07
うめ	0.5	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	0.2	0.2
ラズベリー	0.3	0.3
ブラックベリー	0.1	0.1
ブルーベリー	0.3	0.3
ぶどう	● 0.6	0.7
かき	0.3	0.3

農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キウイ		0.03
キウイ（果皮を含む。）	0.7	
その他の果実	1	1
ひまわりの種子	0.05	0.05
綿実	0.04	0.04
なたね	0.2	0.2
その他のオイルシード	0.2	0.2
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	5	5
その他のスパイス	2	2
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.5	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5	0.5
鶏の肝臓	0.05	0.05

農薬及び動物用医薬品デルタメトリン及びトラロメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.03	0.03
小麦粉（全粒粉に限る。）	2	2

農薬ピメトロジン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.05	0.1
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	0.02	0.02
その他の豆類	0.02	0.02
ばれいしょ	● 0.05	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
クレソン	0.6	0.6
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	0.02	0.02
芽キャベツ	0.02	0.02
ケール	0.3	0.3
こまつな	0.3	0.3
きょうな	0.3	0.3
チンゲンサイ	0.02	0.02
カリフラワー	0.02	0.02
ブロッコリー	0.02	0.02
その他のあぶらな科野菜	0.02	0.02
チコリ	0.6	0.6



農薬ピメトロジン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
エンダイブ	0.6	0.6
しゅんぎく	0.6	0.6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1	0.1
その他のきく科野菜	0.6	0.6
アスパラガス	0.04	0.04
パセリ	0.6	0.6
セロリ	0.6	0.6
その他のせり科野菜	0.6	0.6
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	● 0.7	1
その他のなす科野菜	● 2	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	● 0.3	0.5
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.05	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	0.6	0.6
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	0.02	0.02
その他の野菜	0.6	0.6
りんご	0.02	0.02
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3	
ネクタリン	0.05	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	● 0.7	2
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05
いちご	2	2
その他の果実	0.5	0.5
綿実	0.3	0.3

農薬ピメトロジン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ペカン	0.02	0.02
ホップ	15	15
その他のハーブ	0.3	0.3
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01

農薬ミクロブタニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	●	0.3
大麦	●	0.5
大豆	0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.06	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.06	
かんしょ	○ 0.06	
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.06	
こんにやくいも	○ 0.06	
その他のいも類	○ 0.06	
てんさい	○ 0.06	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.06	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 0.05	

農薬ミクロブタニル（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かぶ類の根	○ 0.06	
かぶ類の葉	○ 0.05	
西洋わさび	○ 0.06	
クレソン	○ 0.05	
はくさい	● 0.05	1
キャベツ	○ 0.05	
芽キャベツ	○ 0.05	
ケール	○ 0.05	
こまつな	○ 0.05	
きょうな	○ 0.05	
チンゲンサイ	● 0.05	1
カリフラワー	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.05	
その他のあぶらな科野菜	● 0.06	1
ごぼう	● 0.06	1
サルシフィー	● 0.06	1
アーティチョーク	1	1
チコリ	● 0.05	1
エンダイブ	● 0.05	1
しゅんぎく	● 0.05	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	9	9
その他のきく科野菜	1	1
たまねぎ	● 0.06	1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.6	1
にんにく	● 0.06	1
にら	● 0.06	1
アスパラガス	● 0.5	1
わけぎ	● 0.5	1
その他のゆり科野菜	● 0.3	1
にんじん	1	1
パースニップ	● 0.06	1
パセリ	9	9
みつば	● 0.05	1
その他のせり科野菜	● 0.06	1
トマト	2	2
ピーマン	○ 3	1
なす	● 0.3	1
その他のなす科野菜	○ 3	1

農薬ミクロブタニル（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.2	1
しろうり	● 0.2	1
すいか	/	1
すいか（果皮を含む。）	0.2	/
メロン類果実	/	1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2	/
まくわうり	/	1
まくわうり（果皮を含む。）	0.2	/
その他のうり科野菜	● 0.2	1
ほうれんそう	● 0.05	1
たけのこ	●	1
オクラ	○ 3	1
未成熟えんどう	1	1
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	1	1
その他の野菜	1	1
りんご	○ 0.6	0.5
日本なし	● 0.6	0.7
西洋なし	● 0.6	0.7
マルメロ	○ 0.6	0.5
びわ	/	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.6	/
もも	/	1
もも（果皮及び種子を含む。）	3	/
ネクタリン	○ 3	2
あんず（アプリコットを含む。）	○ 3	2
すもも（プルーンを含む。）	○ 2	0.5
うめ	○ 3	2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	2
いちご	● 0.8	1
ラズベリー	○ 2	1
ブラックベリー	○ 2	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハuckleベリー	●	1
その他のベリー類果実	○ 2	0.5
ぶどう	● 0.9	1

農薬ミクロブタニル（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かき	● 0.6	1
バナナ	2	2
キウイ	●	1
パパイヤ	○ 3	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実	○ 2	1
綿実	0.02	0.02
アーモンド	0.02	0.02
茶	20	20
ホップ	10	10
その他のスパイス	○ 0.06	
その他のハーブ	○ 5	1
牛の筋肉	● 0.01	0.03
豚の筋肉	● 0.01	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.03
牛の脂肪	● 0.01	0.02
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02
牛の肝臓	● 0.01	0.4
豚の肝臓	● 0.01	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.4
牛の腎臓	● 0.01	0.07
豚の腎臓	● 0.01	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.07
牛の食用部分	● 0.01	0.4
豚の食用部分	● 0.01	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.4
乳	● 0.01	0.09
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01

農薬ミクロブタニル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
干しぶどう	○ 6	

脚注

※○：令和3年5月13日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年5月13日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。